

## 浜松市UD学習支援ガイド派遣要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市民協働によるユニバーサルデザイン（以下「UD」という。）の推進のため、UD学習支援ガイド（以下「ガイド」という。）の派遣について必要な事項を定める。

### (登録)

第2条 ガイドとして登録を受けようとする者は、市が行う指定の研修を修了した後、「UD学習支援ガイド登録申込書（様式第1号）」を市長に提出するものとする。

2 前項による申込があったときは、市長はガイドとしての適否を審査し、登録を認めるときは「UD学習支援ガイド身分証明書（様式第2号）」を申込者に交付する。登録を認めないときは、その理由を付した書面にて申込者に通知する。

### (登録の取消)

第3条 市長は、ガイドが次の各号のいずれかに該当したときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 「UD学習支援ガイド登録辞退届（様式第3号）」の提出があったとき。
- (2) 第4条に違反したとき。

2 登録が取り消されたときは、ガイドは、遅滞なく「UD学習支援ガイド身分証明書」を返納しなければならない。

### (ガイドの責務)

第4条 ガイドは、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 自ら知識の向上に努めること。
- (2) 業務中は、「UD学習支援ガイド身分証明書」を見やすい位置に着用するとともに、常に清潔な身だしなみをすること。
- (3) 業務上知り得た情報を他に漏らさないこと。ガイドの登録を終えた後も、同様とする。
- (4) 粗暴な言動は厳に慎むこと。

### (派遣等)

第5条 派遣するガイドは、第2条においてUD学習支援ガイド登録を行った者とする。

2 ガイドの派遣は、市が行うUD関連事業に対して行う。

3 ガイドの派遣は、当該年度予算額の範囲内において実施し、派遣料の算定方法は別に定める。

4 ガイドの派遣先は、市内に限るものとする。

- 5 派遣するガイドの選定は、市長が行うものとする。
- 6 ガイドは、派遣先でトラブル等が生じたときは、速やかに市へ連絡するものとする。
- 7 ガイドは、第5条の業務終了後、速やかに報告書等を市長へ提出するものとする。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。